

「日本の宝島“天草” 景観からの島づくり」のために

— 景観計画を策定 —

市では、天草らしい良好な景観を保全・育成・創造していくため「天草市景観計画」を策定しました。

同計画の詳細については本庁（別館）・都市計画課または牛深支所・建設課、その他の支所・産業建設課のほか、市のホームページでもご覧いただけます。

良好な景観の形成に関する基本方針

①豊かな自然景観を守る

- 国立公園とそれに連なる地域の保全
- 海岸線や川の景観や山並みの保全 など

②誇りある文化的景観を育む

- 文化的遺産の形成
- 生業に支えられた里地・里山・里海の保全と再生 など

③風格ある都市景観を創る

- にぎわいと活力を生み出す景観の創出
- 自然と歴史が調和したまち並みづくり など

④市民とともに築く

（市民の役割として）

- 市民主体の景観まちづくり活動の展開
- 景観形成のルールづくりへの参加・協力

（事業者の役割として）

- 自発的な景観まちづくり活動の展開
- 地域の景観の形成に向けた取り組みへの協力と社会貢献

（市の役割として）

- 市民や事業者に対する景観施策の啓発、支援
- 地域の特性を生かした景観の保全と再生に向けた取り組み など

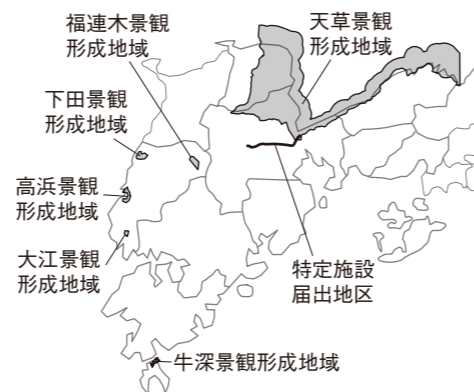


良好な景観形成のための行為の制限

大規模な建築物や工作物の新築など、周囲の景観に与える影響の大きい行為については、行為の着手前に届け出が必要です。

また、景観形成上重要な地域として指定している景観形成地域（右図）では、大規模な行為だけでなく一定規模を超える行為についても届け出が必要です。

※届出対象規模などの詳細については、本庁（別館）・都市計画課へお問い合わせください。届出書様式は、市ホームページ内「申請書ダウンロード」よりダウンロードできます。



【問い合わせ先】 本庁（別館）・都市計画課景観整備係 ☎1111内線2635



健やか生きいきプラン



（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）を策定

市では、高齢者の保健福祉を総合的に展開していくため、高齢者の保健福祉全般にわたる計画として、「健やか生きいきプラン」を策定しました。

今回、平成21年度から同23年度までの計画の概要についておしらせします。なお、同計画は本庁・高齢者支援課または牛深支所・保健福祉課、その他の支所・市民生活課で閲覧できます。

■基本目標

- ①心身ともに健康である…生活習慣病・がんなどの予防や健康づくりの継続
- ②生きがいがある…自己実現や社会参加につながる自立した生活の確保と継続
- ③病気や障がいがあっても安心して自立した生活ができる
…身近な地域でのサービスの包括的・効果的な提供
- ④地域の助け合いがある…市民・地域の連携強化



■各分野ごとの施策

●健康づくり施策の推進

生涯を通じた健康づくりにあたっては、「天草市健康増進計画」と連携を図りながら、一人ひとりの主体的・継続的な取り組みを支援していくなど、健康づくりを支える環境の充実を図ります。

●高齢者福祉の推進

高齢者の多様性や自発性を尊重する高齢社会を実現するためには、高齢者が地域社会の中で、豊かな経験と知識を生かして、積極的に役割を果たすことができる社会づくりが求められています。

そのため、就業機会の提供や、高齢者の地域活動に関するさまざまな支援などにより、高齢者の社会参加の機会を増やしていきます。

- ※①高齢者の居住環境の整備や生活支援の推進
- ②生きがいづくりと社会参加③高齢者を支える地域の理解（心のバリアフリーの推進）④家族介護者への支援⑤福祉施設などの環境整備

●介護予防の推進

対象者の状態にあわせた介護予防の取り組みが、連続性・一貫性を保って提供されるよう、関係機関との連携を進めながら、地域支援事業をはじめとした介護予防事業の充実を図ります。

- ※①各地域包括支援センターの事業の周知②介護予防の意識の啓発③地域支援事業の推進・充実④介護予防支援事業（予防給付）の充実

●介護保険による高齢者支援の推進

高齢者が介護を必要とする状態になっても、適切なサービスを利用しながら、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けられるように、介護保険制度によるサービスを充実します。

- ※①情報提供の充実②介護サービスの質の向上③公平・公正な介護保険事業の運営④安定的な保険財政の運営

●地域支援体制の整備

介護や支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、身近な相談窓口を充実し、速やかなニーズの把握に努め、適切なサービスの円滑な提供や介護者の負担の軽減などを進めることにより、地域全体で高齢者を支える体制の整備を進めます。

●認知症高齢者の支援の推進

認知症の高齢者と暮らす家庭の負担も大きく、地域全体の支援が必要となっています。

このような状況を踏まえ、認知症に対する市民の理解を深め、認知症高齢者と家族に対して、認知症の段階にあわせて適切なサービスが継続的に提供できるように、地域における支援体制（認知症サポーターなど）を整備し、認知症になっても安心して暮らしていけるまちづくりを進めます。

【問い合わせ先】 本庁・高齢者支援課介護給付係 ☎1111内線1192